一、問題の所在

親鸞は法然の諸行を廃した念仏―行専修の主張を継承し、さらに 表情のための真門念仏の実践を強調する意見も生じているのである。 ところが近年、とかく専門の研究者の中においても真門念仏の中においてもとくに二十願の自力真門念仏が簡出され、念仏の中においてもとくに二十願の自力真門念仏が簡出され、念仏の中においてもとくに二十願の自力真門念仏が簡出され、念仏の中においてもとくに二十願の自力真門念仏が簡出され、念仏の中においてもとくに二十願の自力真門念仏が簡出され、念仏の中においるできものとされている一類が多く見受けられるのである。ところが近年、とかく専門の研究者の中においても真門念仏と弘願念仏とが混同していると思われる見解が多く見受けられるのである。ところが近年、とかく専門の研究者の中においても真門念仏の自力(方便真門)他力(真実弘願)が明確に分別されているのである。 二十願)等多くの独自の釈題により教義形成をなしているのである。 と弘願念仏とが混同していると思われる見解が多く見受けられるのである。 と弘願念仏とが混同していると思われる見解が多く見受けられるのである。 一件として、廃されるべきものとされている二十願の真意を明確にしたい 本稿ではこれらの点について考察し、親鸞の真意を明確にしたい 本稿ではこれらの点について考察し、親鸞の真意を明確にしたい と弘願念仏とが混同していると思われる見解が多く見受けられるのである。 本稿ではこれらの点について考察し、親鸞の真意を明確にしたい と弘願念仏とが記したいう考えから、方便仮 本稿ではこれらの点について考察し、親鸞の真意を明確にしたい と記り。

二、真門念仏の扱いにみられる二面性

上述のように親鸞は念仏の自力(真門)他力(弘願)の分別を明

紅煤英顕

べるところに確にしているのではあるが、『浄土和讃』の二十願・真門念仏を述

不果遂者と願じける(親鸞聖人全集2の四〇) 至心廻向欲生と 十方衆生を方便し 名号の真門ひらきてぞ

たまへるなり」と述べ、次にと述べ、「不果遂者と願じける」の左訓に「はたしとけむとちかひ

「そ)後に「うけっく見る」となっています。 果遂の願によりてこそ 釈迦は善本徳本を弥陀経にあらわして

と述べ、「一乗の機」の左訓に「ゐちしょうきとはほうとにしやう一乗の機をすゝめける(親鸞聖人全集2の四一)

せしめん」と述べている。そして次に

も自然に真如の門に転入する(親鸞聖人全集2の四一)定散自力の称名は「果遂のちかひに帰してこそ」おしへざれど

り」述べている。 みやうこうをとなへたるをはつひにはたしとけむとちかひたまふなと述べ、そこの「果遂のちかひ」の左訓には「しきりのこゝろにて

また『九願文』に二十願文を説明して

ネンヂヤウシヤウノグワントイフ(親鸞聖人全集3の一七九)コノグワンハジリキノ念仏ノモノツイニムマレシメントナリケ

うに窺われるのである。自力念仏を修することこそがあたかも真実信心への道であるかのよと述べてある。これらの文においては二十願の果遂の力用により、

そして『教行信証』「化土巻」真門釈下には

濁世を勧化したまふ。阿弥陀如来は本と果遂の誓を発して諸有べし。(中略)然れば即ち釈迦牟尼仏功徳蔵を開演して、十方夫れ濁世の道俗速に円融至徳の真門に入りて、難思往生を願ふ

_

とある。勿論、方便化土巻で示されているのであるから仮門として べているのである。 の扱いではあるが、二十願真門を勧め、果遂の誓に悲引されると述 の群生海を悲引したまへり。(真聖全二の一五七

ない。上引の「化土巻」真門釈下の次下に るのである。しかし、当然ながら勧めることばかりしているのでは はたしとけむとちかひたまふなり)に悲引されるとして、勧めてい 果遂之誓(しきりのこ、ろにてみやうこうをとなへたるをはつひに このように親鸞は真門念仏を二十願の方便仮門とはするものの、 真に知ぬ、専修にして雑心なるものは大慶喜心を獲ず。

がみられるようであるのである。これは従来方便仮門における簡非 して、勧める面とあくまでも廃するものとする一見相矛盾する二面 等と述べて自力の真門念仏を厳しく誠めているのである。このよう に親鸞において真門念仏について真実信心(弘願)への道であると と述べて真門念仏を誡めている。また『正像末和讚』誡疑讃には 自力称名のひとはみな 如来の本願信ぜねばうたがふつみのふ を たのめば辺地にとまるなり (親鸞聖人全集3の一八八) 不了仏智のしるしには 如来の諸智を疑惑して 罪福信じ善本 る、故に報土に入ることを无き也。(真聖全二の一六五) 傷嗟す可し、深く悲歎す可し。凡そ大小聖人、一切善人、本願 かきゆへ 七宝の獄にぞいましむる (親鸞聖人全集3の一九〇) ふかきゆへ 年歳劫数をふるととく (親鸞聖人全集3の一九○) 仏智疑惑のつみにより 「懈慢辺地にとまるなり 疑惑のつみの 仏智を了らず、彼の因を建立せることを了知することを能はざ の嘉号をもて己が善根とするが故に、信を生ずること能はず、 を超過すれども、仏願力に帰し回く、大信海に入り回し、良に 悲しき哉、垢障の凡愚、无際自り已来、助正間雑し、定散心雑 するが故に、出離其の期无し、自ら流転輪回を度るに、微塵劫

とは如何に思考すべきであろうか。

三、果遂ということ

重視していると思われるので、ここでこれを整理しておきたいと思 上述のように親鸞は二十願文にある「果遂」ということを相当に 『教行信証』「化土巻」真門釈下に

我が国に生まれんと欲はむ、果遂せずば、正覚をとらじと。 聞て、念を我が国に係けて諸の徳本を植えて心を至し回向して の願に言はく「設い我れ仏を得らむに、十方の衆生我が名号を と名く、亦た至心回向之願と名く可きなり。是を以て『大経』 既にして悲願有ます、植諸徳本之願と名く、復た不果遂者之願 (真聖全二の一五八)

とある「果遂」について『教行信証』の最初の注釈書である『六要

と云う也。(真聖全二の四〇一) に往詣することを得ん」已上、彼の往詣仏處の時を指して果遂 悔責して彼の處を離れんと求めば、即ち意の如く無量寿仏の所 生・一生報土、此の如く意得ば果遂の益報土なる可からく耳。 果遂する所は報土往生の益なるべき歟。答。一生聞名・一生化 じ乎。答。三生の義違害す可からず。問。当願の益化土ならば 問。果遂というは御廟・黒谷共に三生果遂の義を判ず、今師同 『大経』の下の云く「若し此の衆生其の本罪を識りて深く自ら

と述べている。即ちここの「果遂」は三生果遂の義であるとし、 れて、その次生に真実報土に生まれる時を果遂というとしている。 「一生聞名・一生化生・一生報土」とあるように、一度化土に生ま

(廃捨)と権用(誘引)と言われてきているものであるが、このこ

念す。(真聖全二の一六六) ・ (真聖全二の一六六) ・ (真聖全二の一六六) ・ (真理全二の一六六) ・ (真理全二の一六六)

て『六要鈔』にはとある文の、ここの「果遂の誓良に由へ有る哉」の「果遂」につい

信ず可きなり。(真聖全二の四〇七)「果遂」等は、是れ偏に今師不共の別意、人之を知らず仰いで

の書写した法然の言行録「西方指南抄」にの書写した法然の言行録「西方指南抄」にはあっても親鸞にはの釈を批判し、御廟(良源)・黒谷(法然)にはあっても親鸞にはわれているのである②。先哲のなかには三生果遂について「六要鈔」われているのである②。先哲のなかには三生果遂について「六要鈔」が転生果遂ともいわれるのに対して、一生果遂とか歴念果遂等といが転生果遂ともれているのである。尚、この「果遂」は、三生果遂解釈であると釈しているのである。尚、この「果遂」は上述の三生果遂とは異なると述べている。即ちここの「果遂」は上述の三生果遂とは異なると述べている。即ちここの「果遂」は上述の三生果遂とは異なる

三生の証也と。(真聖全四の一三一)三生の証也と。(真聖全四の一三一)の已発願等は、これろ、かくのごとく釈せり。又『阿弥陀経』の已発願等は、これたれ品往生義、意釈なり。極大遅者をもて三生に出ざるこゝ遂すべし。仮令通計するに、百年の内に往生すべき也。云云め願は、大綱の願なり。係念といふは、三生の内にかならず果或人念仏之不審を、故聖人に問ひたて奉りて、曰はく、第二十或人念仏之不審を、故聖人に問ひたて奉りて、曰はく、第二十

られている三生果遂の義も継承していたと考えるのが妥当であろうとあるように、親鸞自身が書写しているのであるから、ここに述べ

し、また『末灯鈔』二には

自力の御はからいにては真実の報土へむまるべからざるなり。自力の御はからいにては真実の報土へむまるべからざるなり。自力の御はからいにては真実の報土へむまるべからざるなり。自力の御はからいにては真実の報土へむまるべからざるなり。自力の御はからいにては真実の報土へむまるべからざるなり。自力の御はからいにては真実の報土へむまるべからざるなり。自力の御はからいにては真実の報土へむまるべからざるなり。

四、誠めと勧め

の義があるのであるから、もし三生果遂の義による所論であるならて真実門に入る」という意味の一生果遂の義だけでなく、三生果遂ののである。しかし、上に検討したように果遂には「方便門を出でるのである。しかし、上に検討したように果遂には「速に円融至徳左訓、そして『教行信証』「化土巻」真門釈下には「速に円融至徳左訓、そして『教行信証』「化土巻」真門釈下には「速に円融至徳左訓、そして『教行信証』「化土巻」真門釈下には「速に円融至徳左訓、そして『教行信証』「化土巻」真門釈下には「速に円融至徳上述のように、親鸞は『浄土和讃』の二十願・真門念仏について上述のように、親鸞は『浄土和讃』の二十願・真門念仏について

みることはできない。ろう。従って、これらの文によって単純に真門を勧めているものとあるから、上にあげた文は勧めというより寧ろ誠めということになば、二十願の果遂の力用による勧めは化土往生の勧めということで

願の果遂の誓の誘引により真実弘願に転入したのであるということ い良に由へ有る哉」と以前真門自力の念仏の域にあった自分が二十 真門をすでに離れて、弘願に転入したという自覚の上で「果遂之誓 ろう。然るにここで極めて重要なことは、この文は親鸞自身の信仰 れているように現生の一生のみで語る果遂は親鸞の独自のものであ てであるが、これは上述のように、一生果遂・歴念果遂等といわれ 誓い良に由へ有る哉」とある三願転入の文における「果遂」につい 速やかに難思往生の心を離れて難思議往生を遂げんと欲す。果遂に 意図のものではないであろう。 之誓の讃仰は親鸞自身についての感動と謝念であり、他者に勧める 入の文における「果遂之誓い良に由へ有る哉」とある二十願・果遂 を過去を振り返って感謝の想いから述べたものなのである。三願転 体験を述べたものであることである。即ち、今自分は二十願の方便 入る、という意味の果遂である。これは上引の『六要鈔』に述べら るもので、現生において二十願の方便門を出でて十八願の真実門に 次に「然るに今特に方便の真門を出て、選択の願海に転入せり、

五、選述年次の問題

本願ふべし」と勧めているのである。この理由として先哲の釈は大を願ふべし」と勧めているのである。この理由として先哲の釈は大きであるが、これはこの文に限っていえば、真門・難思往生を勧めていることは明らかである。しかし「化土巻」のこの文の次下において親鸞は上引の「真に知ぬ、専修にして雑心なるものは大慶喜に、微塵劫を超過すれども、仏願力に帰し回く、大信海に入り回し、に、微塵劫を超過すれども、仏願力に帰し回く、大信海に入り回し、に、微塵劫を超過すれども、仏願力に帰し回く、大信海に入り回し、に、微塵劫を超過すれども、仏願力に帰し回く、大信海に入り回し、に、微塵劫を超過すれども、仏願力に帰し回く、大信海に入り回と、本願良に傷嗟す可し、深く悲歎す可し。凡そ大小聖人、一切善人、本願良に傷嗟す可し、深く悲歎す可し。凡そ大小聖人、一切善人、本願良に傷嗟す可し、深く悲歎す可し。凡そ大小聖人、一切善人、本願良に傷嗟す可し、深く悲歎す可し。凡そ大小聖人、一切善人、本願良に傷嗟す可し、深く悲歎す可し。凡そ大小聖人、一切善人、本願とするが故に、信を生ずることを能はざる、故にも明られて、難思往生を勧めないる。厳しく誠めながら「速に円融至徳の真門に入りて、難思往生を勧める。厳しく誠めながら「速に円融至徳の真門に入りて、難思往生を願ふべし」といる。

願の難思議往生に近接していることをあげている。月珠の『本典対 体において、十九願の双樹林下往生に比して二十願の難思往生が弘

巻四四一頁 ば、其実行に達すること遠きにあらず。 の行なるが故に転入に便なり。若し難行をすてて念仏に帰すれ 余行は非本願なるが故に実に達すること甚だ難し。念仏は本願 (『本典研鑽集記』下

とあり、善譲の「顕浄土教行証文類敬信記』には

と勧給ふたるものならん。(真宗全書三十一の五八六) 高祖の意は真門にさへ入れは、若しは此土若しは彼土。何れ遠 からさる内に弘願に入ると思し召して、入弘か入用て入るへし

門にさえ入っておれば、一生果遂で此土で十八願の真実信心に転入 に近いように思われる。 が、いずれにせよ遠からず弘願にいる道として真門を勧めていると で弘願に転入して、次生に真実報土に生まれるものもあるであろう するものもあるのであろうし、三生果遂で一旦化土に生まれ、そこ 何れ遠からさる内に弘願に入ると思し召して」と釈するように、真 と厳しく誠めているのであるから、善譲が「若しは此土若しは彼土。 も仮門とし、それに止どまっては大信海に入れず報土にも入れない、 考えているのが、『教行信証』「化土巻」真門釈における親鸞の意 とある。上述ように親鸞は真門を勧めてはいるが、それをあくまで

がなかったというのではない。当然のことながらその後壮年、晩年 ろう。しかしこのことは、その後において親鸞の思想になんの変化 ことについては以後生涯を通して些かも揺らぐことはなかったであ 説をとっている④。往生一定の大安堵の確信はこの時得られ、その の扱いについてもこの点を考慮する必要があると思うのである。 と年齢とともに思想に深化・変遷はあったことであろう。真門念仏 親鸞の十八願転入の時期については諸論があるが、私は二十九才

宝冶第二戊申歳初月下旬第一日

るのでこの頃一応完成したものと考えられる⑥。 るが、尊蓮に初めて書写を許したのが寛元五年、七十五歳の時であ 説によれば『教行信証』以前の手記のものとされている⑤。また とあるところから、親鸞七十六歳の成立とわかる。 『教行信証』の選述年次については諸説あり、断定は難しいのであ 『親鸞聖人全集』3に収められているものであり、安井広度氏の解 愚禿釈親鸞七十六歳書之畢(『親鸞聖人真蹟集成』三の二七一) 『九願文』は

の七十六歳以前のものであることがわかる。 至徳の真門に入りて」とある文はいずれも『浄土和讃』の選述年次 和讚』の文、『九願文』の文、『教行信証』真門釈下の「速に円融 以上のように真門念仏を勧めているかとも思われる上引の『浄土

厳しく誡めている。『正像末和讚』の選述年次は高田国宝本(草稿 上述のように『正像末和讚』の誠疑讃においては真門自力念仏を

124

正嘉元年丁巳三月一日、愚禿親鸞八十五歳書之(『親鸞聖人真

とあり、また高田顕智書写本には

蹟集成』三の三二二)

2の二三三 草本云 正嘉二歳九月廿四日 親鸞八十六歳(『親鸞聖人全集』

そこにある二十二首(蓮如文明本二十三首)の末尾に 上述のようにこの中の誠疑讃は自力真門を誡めているものであり、 とあるところから八十五歳から八十六歳の選述であることがわかる。

仏智うたがうつみとがのふかきことをあらはせりこれをへんぢ けまんたいしょうなんどゝいふなり(『親鸞聖人全集』2の二

真門念仏を誡めているものである。『正像末和讚』には誡疑讃の他 と述べているように、上引のもののみならず、二十二首全部が自力

親鸞における真門念仏と弘願念仏についての一試論

「浄土和讚」の成立年次は高田国宝本の「浄土和讚」、『高僧和

ķ

あるようこ仏真念仏である真実言ふりか名と切り、真丹念仏であ自力の称念きらはるゝ(『親鸞聖人全集』2の一七七)(真実信心の称名は、弥陀廻向の法なれば、不廻向となづけてぞ

る自力の称念を誡めているものもあるのである。とあるように弘願念仏である真実信心の称名を勧め、真門念仏である真実信心の称名を勧め、真門念仏であ

係あることであろう。『正像末和讚』選述の契機について親鸞ががみられるのである。これには恐らく八十四歳五月の善鸞事件が関六歳以前と『正像末和讚』選述の八十五歳との間に、明らかな変化このように、真門念仏の扱いについて、『浄土和讃』選述の七十

康元二歳丁巳二月九日の夜寅時夢告にいはく『正像末和讚』国宝本(草稿本)に

たるなりこの和讚をゆめにおほせかふりてうれしさにかきつけまいらせ

蹟集成』三の三一〇)正嘉元年丁巳三月一日、愚禿親鸞八十五歳書之(『親鸞聖人真正嘉元年丁巳三月一日、愚禿親鸞八十五歳書之(『親鸞聖人真

は いかと考える。八十五歳の時の五月二十九日の善鸞に宛てた義絶状いかと考える。八十五歳の時の五月二十九日の善鸞に宛てた義絶状れに賛成するのであるが、特に自力念仏の策励を強調したのではなが専修賢善計の傾向であろうという指摘は以前からある⑧。私もこ五歳の二月で、書き始めたのが三月ということになる。善鸞の異義の和讚である。康元二歳と正嘉元年は同年であるから、夢告が八十の和讚である。康元二歳と正嘉元年は同年であるから、夢告が八十の和讚である。八十五歳の時の五月二十九日の善鸞に宛てた義絶状いかと考える。八十五歳の時の五月二十九日の善鸞に宛てた義絶状いかと考える。八十五歳の時の五月二十九日の善鸞に宛てた義絶状いかと考える。八十五歳の時の五月二十九日の善鸞に宛てた義絶状いかと考える。八十五歳の時の五月二十九日の善鸞に宛てた義絶状いかと考える。八十五歳の時の五月二十九日の善鸞に宛てた義絶状いかと考える。八十五歳の時の五月二十九日の善鸞に宛てた義絶状いかと考える。八十五歳の時の五月二十九日の善賞に宛てた義になる。

にたとえて、人ごとに、みなすてまいらせたりときこゆること、こと、こゝろうきことなり。第十八の本願をば、しほめるはなしもつけの念仏者をまどわし、おやにそらごとをいひつけたるいかにいはむや、往生極楽の大事をいひまどわして、ひだち・

まことにはうぼうのとが、又五逆のつみをこのみて、人をそむまことにはうぼうのとが、又五逆のつみをこのみて、人をそむなかったことは『御消息集』七にまどわるととは『御消息集』七にまどれるととは『御消息集』七にまどれる。善鸞の異義が専修賢善計の傾向であろうという意見に賛成とある。書鸞の異義が専修賢善計の傾向であろうという意見に賛成とある。ところがここでは、ことさらに「第十八の本願をば、であることは上に述べた。そして「往生極楽の大事をいひまどわしである。ところがここでは、ことさらに「第十八の本願をば、しばめるはなにたとえて、人ごとに、みなすてまいらせたりときこゆること」とある文についてであるが、通常親鸞は十八願を単に本ゆること」とある文についてであるが、通常親鸞は十八願を単に本めるところに、十八願をとくにすてたという意味が感じられるのである。この文は善鸞が弥陀の四十八願全部をすてたということを意味しているのではないし、また念仏をすてたということを意味しているのではないし、また念仏をすてたという言見に賛成とある。この文は善鸞が弥陀の四十八願全部をすてたということを意味しているのではないし、また念仏をすてたということを意味している。この文は、大きないのであるが、又五逆のつみをこのみて、人をそむなかったことは『御消息集』七に

ることさふらはず。(真聖全二の七〇七) ることさふらはず。(真聖全二の七〇七) がまふしさふらふことをたのみおほしめして、これよりは余の がまふしさふらふことをたのみおほしめして、これよりは余の がまふしさふらふことをたのみおほしめして、ひとびとも 慈信房がやうやうにまふしさふらふなるによりて、ひとびとも なるによりて、ひとびとも なの人を縁として、念仏をひろめんと、はからいあはせたまふ なの人を縁として、念仏をひろめんと、はからいあはせたまふ

なると、残るは二十願の念仏と考えることができよう。専修賢善計はなかったことは確実である。十八願はすてるが念仏はすてないとはともかくとして慈信(善鸞)の異義は念仏そのものをすてるので鸞の指示といつわって行おうとしたということであるが、その方法「余の人を強縁として念仏ひろめよとまふす」は慈信(善鸞)が親とある文から窺える。ここにある「余の人を縁として念仏ひろめん」、

り⑨、私の考察の裏づけとなると思われる。「歎異抄」の結びにも晩年の善鸞が念仏実践者でもあったことが述べられているのであた。であらであろう。また少し後年のものにはなるが、覚如の子のあったからであろう。また少し後年のものにはなるが、覚如の子の願の自力念仏であったのではないかと推測されるのである。多くの願の自力念仏、即ち二十願の自力真門念仏、あるいは諸行兼修の十九的自力念仏、即ち二十願の自力真門念仏、あるいは諸行兼修の十九

ずして辺地にやどをとらんこと。(真聖全二の七九三)かなしきかなや、さいはいに念仏しながら、直に報土にむまれ

と同日の八十五歳、五月二十九日に性信に宛てた消息にといるのは、まさに善鸞およびその一派を指しているのであろう。とあるのは、まさに善鸞およびその一派を指しているのであろう。とあるのは、まさに善鸞およびその一派を指しているのであろう。とあるのは、まさに善鸞およびその一派を指しているのであろう。とのことは善鸞およびその一派を指しているのであろう。とのことは善鸞およびその一派を指しているのであろう。とのことは善鸞およびその一派を指しているのであろう。とのことには「は、まさに善鸞およびその一派を指しているのであろう。とのことには、まさに書鸞およびその一派を指しているのであろう。とのことには、まさにも言いているのである。

と述べ、また追伸としてそ、往生一定とはおもひて候へ。(真聖全二の七一七)そ、往生一定とはおもひて候へ。(真聖全二の七一七)たせの信心とまうすことは、一念もうたがふことの候はぬをこらせて候ひけること、かへすがへすあさましう候。そのゆへは、らじごろ往生一定とおほせられ候人々、慈信とおなじやうに、としごろ往生一定とおほせられ候人々、慈信とおなじやうに、

こそ、あさましう候。(真聖全二の七一九)あふて候人々の御ことばをたのみまいらせて、としごろ候けるごとどもにて候なり。これほどの第十八の本願をすてまいらせなをなを念仏者たちの信心は一定と候ひしことは、みな御そら

の言葉に動揺したとは、念仏はしながらも、まだ他力信心がさだま真実信心がさだまっているとばかり思っていた人々が、慈信(善鸞)と述べているところでよく窺える。ひごろから往生一定といい他力

な、 ではただ厳しく誠められているのである。 のである。 のように親鸞は真門念仏の扱いについて『浄土和讃』選述の七十六歳以後ゆるやかな変化はあつたであろうが、上に論じたように、八十四歳の時の善鸞事件、それにつづく八十五歳の時の夢告により、「真実信心の称名は」とある、他力信心の他力念仏を勧めることことが残る生涯の使命であると深く感じたのであろう。それが厳しくこのように親鸞は真門念仏の扱いについて『浄土和讃』選述の七十六歳以後ゆるやかな変化はあつたであろうが、上に論じたように、八十四歳の時の善鸞事件、それにつづく八十五歳の時の夢告により、大きな変化が生じたものと考察するのである。即ち七十六歳以前には方便仮門とはしながらも、果遂の誓いということが動ることこと思える面ももっていた真門念仏が、八十五歳から八十六歳の『正と思える面ももっていた真門念仏が、八十五歳から八十六歳の『正と思える面ももっていた真門念仏が、八十五歳から八十六歳の『正と思える面ももっていた真門念仏が、八十五歳から八十六歳の『正と思える面ももっていた真門念仏が、八十五歳から八十六歳の『正と思える面ももっていた真門念仏が、八十五歳から八十六歳の『正と思える面ももっていた真門念仏が、八十五歳から八十六歳の『正と思える面ももっていた真門念仏が、八十五歳から八十六歳の『正と記録といる』といる。 「真実信心の称名は、一世のである。」では、「本社のである。」では、「本社のである」ということがまさに、「本社のである」というに、「本社のである」というに、「本社のである」というに、「本社のである」というには、「本社のである」というに、「本社のでは、「本社のである」というに、「本社のである」というは、「本社のである」というは、「本社のである」というは、「本社のである」というは、「本社のである」というは、「本社のである」というに、「本社のである」というは、「本社のである」というは、「本社のである」というは、「本社のである」というない。「本社のである」というないる。「本社のである」というは、「本社のである」というないる。「本社のである」というないる。「本社のである」というないる。「本社のでは、本社のでは、「本社のである」というないる。「本社のである」というないる。「本社のである」は、「本社のである」というないる。「本社のである」は、本社のでは、本社のでは、本社のでは、本社のでは、本社のでは、本社のでは、本社のでは、本社のでは、本社のでは、本社のでは、本社のでは、本社のでは、本社のでは、本社のでは、本社のでは、本社のでは、本社のでは、本社

根拠のひとつになっているものに『親鸞聖人御消息集』二に、因みに論ずるが、獲信のための真門念仏の実践を強調する意見の

あるとがある。これは「方更月と出てて真足りこしな」の義の一めして、御念仏さふらふべし。(真聖全二の六九七)(往生を不定におほしめさんひとは、まづわが身の往生をおほし

ると文は一度化土に生まれてから報土に生まれるという三生果遂のしみにあふことにて候へ。仏恩のふかきことそのきわもなし」とあ考えられる。従って、この文は善鸞事件より前のものである⑫。まきたに引いたものであるが、『末灯鈔』二に「仏恩のふかきことは、た上に引いたものであるが、『末灯鈔』二に「仏恩のふかきことは、た上に引いたものであるが、『末灯鈔』二に「仏恩のふかきことは、た上に引いたものであるが、『末灯鈔』二に「仏恩のふかきことは、とは思うが、この消息は建長七年、親鸞八十三歳の時のものとと果遂の願の意にとり真門念仏を勧めているととれないこともないとある文がある。これは「方便門を出でて真実門に入る」の義の一

ものである。善鸞事件および夢告以後の選述である『正像末和讃』 と明確に年月日が記されているのである。これも善鸞事件より前の な内容であるが、この消息には「建長七歳乙卯愚禿親鸞 之を書く」 義ではあるが、 れており、ただ厳しく誠められているのであり、八十五歳選述の においては上述のように、自力念仏・化土往生の価値は全く否定さ 「一念多念文意』にも 自力の真門 (廿の願)を一分肯定しているかのよう

の六一二) なり、正定聚の人のみ、真実報土にむまるればなり(真聖全二 「不定聚」は自力の念仏、疑惑の念仏の人は報土になしといふ

で論ずるが、 とあるように、真門自力念仏を厳しく誠めているのである。また後 「浄土三経往生文類」 (広本)等においても同様であ

「教行信証」と「浄土三経往生文類」 (略本)における真門の扱いの相違点

十五歳の三月の選述であるので、夢告からひと月たらずの直後のも 告を境にして大きな変化が生じたと思われるのである。上述のよう のである。 よび夢告の直前のものであり、『浄土三経往生文類』(広本)は八 三経往生文類』(略本)は八十三歳の選述であるので、善鸞事件お 化はあったであろうが、八十四歳から八十五歳の善鸞事件および夢 上論のように親鸞の真門念仏の扱いかたに、年とともに少しの変 『教行信証』は七十五歳頃一応完成したと考えられる。 『浄土 **『教行信証』においては上にふれたように「速に円融至**

> あるのである。 来会』の胎化段の文が、『教行信証』では要門釈に引かれ、真門釈 信証』との相違はみられる。仏智疑惑を誡めた『大経』および『如 て誠められているのである。略本は善鸞事件の直前であるが『教行 ているかのような文があるが、 徳の真門に入りて、難思往生を願ふべし」と真門の難思往生を勧め よび夢告を挟んだ『浄土三経往生文類』の略本と広本にまた変化が であり、いろいろと変遷があったと考えられる。そして善鸞事件お の扱いは法然の念仏往生を正確に継承する上での極めて重要な問題 然のことと考えられるかも知れないが、独自の釈顕である真門念仏 行信証』と『浄土三経往生文類』(略本)の間に違いがあるのは当 文がそのまま引かれて真門を誡める文とされているのである。『教 では要門釈下に引かれている『大経』および『如来会』の胎化段の 三経往生文類』(略本)では、真門の弥陀経往生釈下に『教行信証 主として要門の関係のものとして扱われているのに対して、『浄土 には『大経』胎化段の文のみが極く短文で引かれて、胎化段の文は 本ともにこれはみられない。真門の難思往生は他力の中の自力とし 『浄土三経往生文類』には広本・略

び夢告に関すると考えられるものにかぎって論ずることにするが、 先ず広本「大経往生」釈下にあり略本にはない 細かい点は別の機会にゆずることにして、ここでは善鸞事件およ

五五四) 如来二種の廻向によりて、真実の信楽をうる人は、かならず正 定聚のくらゐに住するがゆへに他力とまふすなり(真聖全二の

強調したものであろう。また同「観経往生」釈下には および善鸞に動揺させられた関東の門弟のことを憂い、 とある文があるが、これはいまだ他力信心にいたってなかった善鸞 他力信心を

とあるがこれは略本にはない。恐らく善鸞の異義が判明し、 称名念仏をときて 『无量寿仏観経』には、定善・散善三福・九品の諸善、 要門的 自力の

られる。それから直接に真門の釈である弥陀経釈においてであるが な自力念仏の主張がなされていたので、とくにここで誠めたと考え 不可思議の大悲の誓願をうたがふ(中略)徳号によるがゆへに ちかひをたのむ、不可思議の名号を称念しながら不可称不可説 号をえらびて、万行諸行の少善をさしおく、しかりといゑども て難思議往生とはまふさずとしるべきなり。 難思往生とまふすなり、不可思議の誓願、疑惑するつみにより の尊号をおのれが善根として、みづから浄土に廻向して果遂の 定散自力の行人は、不可思議の仏智を疑惑して信受せず、 植諸徳本の誓願によりて不果遂者の真門にいり、善本徳本の名 (真聖全二の五五

別を明確に述べ、自力を強く誡めているものと考えられる。最後に これも自力念仏策励を主張した善鸞の異義に対して自力と他力の分 思議往生とはまふさずとしるべきなり」が略本にはない文である。 ある。そして終わりの「不可思議の誓願、疑惑するつみによりて難 を勧めたのであろう。そのことを自力的行為として誠めているので われる。それから「果遂のちかひをたのむ」という文は略本にはな ナリ) とある。善鸞の異義が「果遂」を強調したのではないかと思 シトゲズバトイフナリ)、「果遂のちかひ」(ツイニハタスペシト 遂のちかひ」のそれぞれに略本にはない左訓が「不果遂者」(ハタ とある。全体的な意味は略本と同じであるが、 文が二十願の成就文だという明記は略本にはなく、また『教行信証』 なるが広本では願成就の文とはっきり明記されて『大経』および い。これも十八願をすてることを勧めた善鸞が二十願をたのむこと 門念仏の扱い方が、善鸞事件と夢告を経過して、ここで完成したと の、その後も流動的であったと思われる親鸞の真門釈、即ち自力真 にもないのである。『教行信証』選述時に一応形成してはいたもの 『如来会』の胎化段の文が述べられている。『大経』等の胎化段の 「不果遂者」、

弋 蓮如文明本の冠頭讃について

蓮如文明本(一四七三年刊)の巻首に冠頭讃といわれる ねにして 仏恩報ずるおもひあり 弥陀の名号となへつゝ 信心まことにうるひとは 憶念の心つ

には巻首に 六歳時)には巻首に和讚はなく、同顕智書写本(親鸞八十三歳時) の二首が掲げられている。これは高田国宝本(草稿本) 五百歳 誓願不思議をうたがひて むなしくすぐとぞときたまふ(真聖全二の四八五) 御名を称する往生は 宮殿のうちに (親鸞七十

弥陀の名号となへつ、 ねにして 仏恩報ずるおもひあり 信心まことにうるひとは 憶念の心つ

ひろまりて 末法五濁のよとなりて 念仏往生とげやすし 釈迦の遺教かくれしむ 弥陀の悲願は

釈迦の遺法こと

のように、この巻首に冠頭讃二首がある形体は国宝本、顕智書写本 の和讚が弥陀誓願を疑う過失を示して之を誠める誠疑である。上述 より念仏すべきこと勧める勧信であり、「誓願不思議をうたがひて」 たものであり、勧信・誠疑の和讚といわれ重視されてきた。即ち ある。蓮如文明本の冠頭讚二首は、『三帖和讚』全体の大要を示し べて高田国宝本(草稿本)の『正像末和讃』に収まっているもので である。そしてこの蓮如文明本の二首、高田顕智書写本の三首、す と三種がある。このようにそれぞれ巻首の形体がことなっているの 「弥陀の名号となへつゝ」の和讚が真実信心をえて、報謝のおもい ごとく 竜宮にすでにいりたまふ (親鸞聖人全集2の二七七) 像季末法の衆生の 行証かなはぬときなれば

同顕智書写本、蓮如文明本によって検討することにする。同顕智書写本、蓮如文明本によって検討することにする。田国宝本、がら、直接見ることのできた、選述年次が明確である高田国宝本、の細かな校異や成立前後の検討がなされている。今はこれに頼りなの細かな校異や成立前後の検討がなされている。今はこれに頼りなの問題が生ずるのである。『三帖和讚』の書誌学的研究については、であるのか、あるいは蓮如の手によるのか、またはその他の者か、と異なるものであるので、冠頭讃二首の形体は親鸞の手によるものと異なるものであるので、冠頭讃二首の形体は親鸞の手によるもの

〇)に書写されたものであるが、「浄土和讚」の終わりに五歳選述)にあるものである。また顕智書写本は正応三年(一二九十六歳選述)にはなく、国宝本(草稿本)の『正像末和讚』(八十上に述べたように文明本の冠頭讃二首は国宝本『浄土和讚』(七

草本にいはく、建長七年乙卯四月廿六日之を書写す

妥当であろう。そしてここで論じたいのは文明本の冠頭讃について られていたか、あるいは正応三年(一二九〇)に顕智が書写すると であるので、論を絞るが、顕智書写本で「弥陀の名号となへつゝ」 頭讃の二首を含んだ上の五首は親鸞八十五歳の作と考えるのが先ず 何といっても資料としては国宝本が第一級であるので、文明本の冠 れぞれで理由がことなってもいることも考えられるのではあるが、 きに誤って『浄土和讚』の中に入れたかであろう。五首の和讃のそ ある顕智書写本『浄土和讃』にある五首が八十三歳の時すでにつく 中にあるものである。これが全て底本が親鸞八十三歳の時のものと 首三首の和讚は八十五歳選述の国宝本(草稿本)『正像末和讚』の いる。上述のように、文明本の巻首の二首、および顕智書写本の巻 讚の数が国宝本、文明本の二十二首より一首多く二十三首になって 首にはなく、「大経意」の十八首目にあるのである。 が、冠頭讃第二首「誓願不思議をうたがひて」は顕智書写本では巻 讃第一首の「弥陀の名号となへつ、」は、顕智書写本の巻首にある とあることによると、親鸞の作である顕智書写本の底本は建長七年 (親鸞八十三歳)にできたことになる。上引のように文明本の冠頭 「大経意」和

めて不自然さが感じられるのである。たがひて」の一首が「大経意」の第十八首目に入っているのには極の一首が巻首にあるのに不自然さは感じないが、「誓願不思議をう

たがひて「辺地懈慢にとまるなり(親鸞聖人全集2の四二)を楽浄土を願いつ、「他力の信をえぬひとは「仏智不思議をう

うしゃうのひとはけまんにおつこれらはおくせんまんのときまれに 中で管見によればあとひとつ河内慈願寺本のみである。 この和讃が「大経意」第十八首目に入っているのは、 宝の宮殿に生まれては五百歳のとしをへて」等と述べている『正像 自然に感じられるのであり、これは善鸞事件・夢告後の同様に「七 歳」の語をもて自力念仏を厳しく否定した和讚が入っているのは不 ひて御名を称する往生は宮殿のうちに五百歳むなしくすぐとぞとき なのである⑬。したがってこの和讃のあとに「誓願不思議をうたが 化段による誡めは『教行信証』「化土巻」と同様諸行往生への誡め なのである。ここの「五百歳をへてほうとにまいるなり」という胎 末和讃』誡疑讃と同時期のものと考えられるのである。そしてまた たまふ」といきなり後年真門念仏の誠めとした「宮殿のうちに五百 左訓に明らかなように自力念仏についてではなく諸行往生について 念仏を一面勧め、ここで厳しく誡めているのは上の「辺地懈慢」の 一人ほうとへはすゝむなり」とあるように、この和讃の前では自力 んちといふ これ五百歳をへてほうとにまいるなり しょきやうわ とあるものである。「辺地懈慢」の左訓に「きわくたいしようをへ

時のものであり、善鸞事件・夢告後のものと考えられるのである。以上のような諸状況から、文明本の冠頭二首の和讃は八十五歳の

そ後年にはなるが、その所収の「善光寺和讃」のあとに能性はあるが断定はできないであろうし、蓮如文明本も発刊年次こ多屋氏・宮崎氏の見解から総合的に判断するに、蓮如の手による可それではこの冠頭二首を掲げたのは誰の手によるものであろうか。

鷽自身であることも十分ありうることである。このように、 とあるのであるから、親鸞が八十八歳の時に選述したものが、文明 であり、真宗念仏の真髄を示すものであるとして発刊し、広く普及 厳しく誠める。これが親鸞の念仏観の結論といえるであろう。自己 不思議をうたがひて」の弥陀誓願を疑う過失のある真門自力念仏は 謝のおもいより念仏する弘願念仏こそが勧める念仏であり、 五歳の時である。 れる真門念仏の扱いかたの結論が出たのは善鸞事件・夢告後の八十 述のように『教行信証』選述以後にも変化があったであろうと思わ の和讚であらわされると確信した蓮如以外のものではなかろう。 し親鸞でないとすれば蓮如であろう。親鸞の教えの真随がこの二首 鷽の教えの帰結的集約がここに掲げられたといえるであろうし、 いずれにせよ、この二首が『三帖和讚』の大綱であり帰結であると 首の和讚を最初に掲げたのが誰であるかの断定は今はできかねるが、 頭讃二首はすでにあったのであるから、これを巻首に掲げたのは親 底本が親鸞八十八歳の時の選述であるならば、八十五歳時制作の冠 本の底本であったことも十分考えられることなのである。文明本の せしめたのが蓮如であるといえるのである。 親鸞の念仏観を正しく継承し、この二首こそが『三帖和讚』の大綱 の手によって巻首に掲げたか否かは不明であるが、いずれにせよ、 いう想いから掲げたことは確かである。もし親鸞であるならば、 親鸞八十八歳御筆(親鸞聖人全集2の二三一〇) 「弥陀の名号となへつゝ」と真実信心をえて、報 F

むすび

(真門)・他力(弘願)については三願転入の文に仏との比較の問題についての考察を試みたのである。念仏の自力念仏の自力(真門)・他力(弘願)の問題、親鸞の念仏と蓮如の念以上親鸞の念仏のついて考察した。特に近年よく取り上げられる

二の一六六) 真宗の簡要を摭ふて恒常に不可思議の徳海を称念す。(真聖全爰に久しく願海に入りて深く仏恩を知れり、至徳を報謝の為に

念仏を正当に理解し宣揚した人といえるであろう。

念仏を正当に理解し宣揚した人といえるであろう。

念仏を正当に理解し宣揚した人といえるであろう。

念仏を正当に理解し宣揚した人といえるであろう。

ない 一応の完成時および高田国宝本「浄土和讃」選述時の七十五歳から七十六歳以後にも少々変化があり⑭、善鸞事件・夢告を経た八十ら七十六歳以後にも少々変化があり⑭、善鸞事件・夢告を経た八十ら七十六歳以後にも少々変化があり⑭、善鸞事件・夢告を経た八十ら七十六歳以後にも少々変化があり⑭、善鸞事件・夢告を経た八十ら七十六歳以後にも少々変化があり⑭、善鸞事件・夢告を経た八十ら七十六歳以後にも少々変化があり⑭、善賞事件・夢告を経た八十ら七十六歳以後にも少々変化があり頃、善賞事件・夢告を経た八十ら七十六歳以後にも少々変化があり頃、

- 6)。 出稿「宗祖における信心と念仏」(二)(竜谷教学十三。S、55、出稿「宗祖における信心と念仏」(竜谷教学十三。S、53、6)。
- ②山辺習学·赤沼智善『教行信証講義』 一三六四頁。
- 尚、大江淳誠氏は果遂について自力願心の者が化土の往生すること考えてはいなかったことはたしかである。三生の三に限られはしないと思うが、親鸞が果遂を一生果遂のみと考えてはいなかったことはたしかである。 (教行証文類随聞記 | 五十九(真宗全書三十一の六〇〇)等。 | 顕
- ④拙稿「三願転入についての考察」(印度学仏教学研究三十八の一、録』下一〇〇八頁)。
- ⑤『親鸞聖人全集』 3の二二三二。

1 12 °

巻末解説。 ⑥『親鸞聖人全集』1の巻末解説。『親鸞聖人真蹟集成』第二巻の

に書かれたものとなる。解によると六十三歳頃のものとなり、いずれにせよ七十五歳以前解によると六十三歳頃のものとなり、いずれにせよ七十五歳以前三歳頃の筆蹟で一面七行書きの文は八十五歳頃の筆蹟と述べてい赤松俊秀氏の見解に、坂東真蹟本の一面八行書きの文は親鸞六十赤松俊秀氏の見解に、坂東真蹟本の一面八行書きの文は親鸞六十

- ⑦高田顕智書写本、蓮如文明本では弥陀となっている。
- ⑧重松明久「中世真宗思想の研究」第一編、第二善鸞の宗教的立場
- (真聖全三の八四一)。(真聖全三の七八二)。『最須敬重絵詞』巻五)の『慕帰会詞』巻四(真聖全三の七八二)。『最須敬重絵詞』巻五

- ⑩多屋頼俊【和讃の研究』。
- ⑫宮崎円遵『真宗書誌学の研究』(宮崎円遵著作集第六巻)。
- 文とされている。文類』では弥陀経往生釈下に引かれ、真門自力念仏往生を誠める文類』では弥陀経往生釈下に引かれ、真門自力念仏往生を誠める文とされている。これが後年の『浄土三経往生活すとある誠めの文は『教行信証』では要門釈下に引かれ、要門②『大経』および『如来会』の胎化段の胎生者が宮殿で五百歳をす
- 見ることができると思う。
 見ることができると思う。
 「果遂のちかひに帰してこそ」の「果遂のちかひ」の左訓である「しきりのこ、ろにてみやうこうをとなへたるをはつひにはたしとけきりのこ、ろにてみやうこうをとなへたるをはつひにはたしとけきりのこ、ろにてみやうこうをとなへたるをはつひにはたしとけるのちかひに帰してこそ」の「果遂のちかひ」の左訓である「し見ることができると思う。